

健康保険

国民健康保険 届け出は14日以内に

次のようなときは、必ず14日以内に国民健康保険の届け出をしてください。

- ▽市内に転入
- ▽市外へ転出
- ▽勤務先などの健康保険に加入・脱退(被扶養者を含む)
- ▽子どもが生まれた
- ▽生活保護を受けるようになった、受けなくなった
- ▽被保険者が死亡

国民健康保険の被保険者が、次の理由により医療機関などの窓口で一部負担金の支払いが困難になったとき、免除や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ▽震災や風水害、火災などにより世帯主が死亡した、障害者となった、または居住する住宅に著しい損害を受けたとき
- ▽事業・業務の休止や失業、干ばつ・冷害・凍霜害などによる農作物の不作、不漁、世帯主の死亡・入院・傷病により、世帯収入が著しく減少したとき
- ※主たる生計維持者である被保険者を含む。

一部負担金減免制度 こんなときは相談を

国民健康保険の被保険者が、次の理由により医療機関などの窓口で一部負担金の支払いが困難になったとき、免除や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ▽震災や風水害、火災などにより世帯主が死亡した、障害者となった、または特別児童扶養手当1級に該当する方
- ▽ひとり親家庭医療(ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもと、その子どもを監護する父か母、養育者(里親を除く)。
- ▽子ども医療(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども)。

福祉医療費を助成

市に住民登録があり、健康保険に加入している方を対象に、医療費の自己負担の一部を助成しています。

次の要件に該当し、医療証の交付を受けていない方は、区役所保険年金課へ申請してください。①②には所得制限があります。

- ①重度障害者医療(身体障害者手帳1・2級か、療育手帳Aか、療育手帳B1と身体障害者手帳か、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。または、特定医療費指定難病受給者証か特定疾患医療受給者証をお持ちの方で障害年金1級または特別児童扶養手当1級に該当する方)
- ②ひとり親家庭医療(ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもと、その子どもを監護する父か母、養育者(里親を除く)。
- ③子ども医療(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども)。

国民年金

対象となる方には、9月に日本年金機構から請求書を送付しています。

今年の4月以降に高齢・障害・遺族基礎年金の請求と合わせて同給付金の請求をした方には、審査結果の通知が届きます。

詳しくは日本年金機構のホームページ参照。

国民年金生活者支援給付金専用ダイヤル(0570・05・4092(ナビダイヤル)か堺東年金事務所(238・5101)。

年金生活者支援給付金の請求はお早めに

12月末日までに同給付金を請求した場合は、10月分までさかのぼって支給されますが、1月以降に請求すると、請求月の翌月分から

税金

固定資産税・都市計画税の基準日は1月1日

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)は、毎年1月1日現在、登記簿に記載されている土地・家屋補償課税台帳に登録されている方に課税します。課税は、1月1日現在の利用状況に基づいて行います。

このため、売買などで実際の所有者に変更があっても、1月1日までに登記や登録が完了していなければ旧所有者が納税義務者になります。

課税の内容は、毎年5月に送付する納税通知書に同封の課税明細書をご確認ください。

なお、登記の名義変更申請や相談は大阪法務局堺支局(221・2750)へ。

市税の徴収を強化

税金を確保し、納期内に納税した方の公平性を保つため、納税していない方には早期に催告や財産調査を行い、預貯金などの財産を差し押さえるなど市税の徴収を強化しています。

市税を滞納している方は、早急に納めてください。

また、納税が困難な事情のある方は、納税課へ相談してください。

区役所保険年金課の電話

堺	☎228-7413	FAX228-7539
中	☎270-8189	FAX270-8171
東	☎287-8108	FAX287-8621
西	☎275-1909	FAX275-1908
南	☎290-1808	FAX290-1813
北	☎258-6743	FAX258-6894
美原	☎363-9314	FAX363-0020

FAX

納め忘れにご注意

いずれも納期限までに、金融機関か郵便局などで納めてください。口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。なお①③はコンビニ、③はペイジーに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)などでも納められます。

- ①国民健康保険第7期分
納期限は12月25日。
区役所保険年金課。
- ②後期高齢者医療保険料普通徴収第6期分
納期限は1月6日(口座振替で納める場合は12月30日)。
区役所保険年金課。
- ③固定資産税・都市計画税第3期分
納期限は12月25日。
納税課か税務運営課(収納係)。

問合せ先

固定資産税課	☎231-9761	FAX251-5633
堺区	☎231-9762	FAX251-5633
東区	☎231-9763	FAX251-5633
南区	☎231-9764	FAX251-5633
西区	☎231-9771	FAX251-5634
南区	☎231-9772	FAX251-5634
北区	☎231-9773	FAX251-5634
美原区	☎228-3957	FAX228-7618
納税課		
堺・西区		
中・南区		
東・北・美原区		
税務運営課		
収納係		

若者の消費者トラブルが増えています

「必ずもうかる」という投資セミナーに誘われて情報商材のDVDを購入したが、よく分からないので、SNS上のエステのお試しクーポンを利用しようとしたところ、断りきれず契約してしまったが、クーリング・オフでキャンセルしたいという相談が寄せられています。

未成年の方が保護者などの同意なく、処分を許された財産を超える契約をしたときは、契約を取り消せるルールがありますが、成人するとそのルールが適用されなくなり、民法の改正により、令和4年4月1日からは成年となる年齢が従来の20歳から18歳に引き下げられ、社会経験の浅い若者の消費者トラブルが増えるのではないかと懸念されています。

被害を防ぐためには周囲の大人の見守りが大切です。悩んだり困ったりしている様子があれば、消費生活センターに相談してみるようお声掛けください。

問合せ先
☎221・7146 FAX221・2779

消費生活



警察官を名乗る犯人

「キャッシュカードを封筒にすり替え詐欺にご注意」

昨年ごろから、警察官や銀行協会の職員などになりすまし、キャッシュカードをすり替えてだまし取る手口が急増しています(図参照)。

銀行協会の職員や警察官などがキャッシュカードを預かったり、封筒に入れておくのを、家族や友人に知らせず、不正に利用されることがあります。うっかり利用したままに銀行協会の職員に引き渡さず、封筒にすり替えてだまし取る手口が急増しています(図参照)。



銀行協会の職員を名乗る犯人

その後、自宅の玄関で...

キャッシュカードをこのように封筒に入れておくのを、家族や友人に知らせず、不正に利用されることがあります。うっかり利用したままに銀行協会の職員に引き渡さず、封筒にすり替えてだまし取る手口が急増しています(図参照)。

その後、はんこを取りに戻ったときに、犯人は用意した偽の封筒とすり替えます。そして、だまし取ったキャッシュカードで不正に引き出ししてお金を奪います。



詐欺の新たな手口が急増中!

「キャッシュカードを封筒にすり替え詐欺にご注意」

昨年ごろから、警察官や銀行協会の職員などになりすまし、キャッシュカードをすり替えてだまし取る手口が急増しています(図参照)。

銀行協会の職員や警察官などがキャッシュカードを預かったり、封筒に入れておくのを、家族や友人に知らせず、不正に利用されることがあります。うっかり利用したままに銀行協会の職員に引き渡さず、封筒にすり替えてだまし取る手口が急増しています(図参照)。

「必ずもうかる」という投資セミナーに誘われて情報商材のDVDを購入したが、よく分からないので、SNS上のエステのお試しクーポンを利用しようとしたところ、断りきれず契約してしまったが、クーリング・オフでキャンセルしたいという相談が寄せられています。

未成年の方が保護者などの同意なく、処分を許された財産を超える契約をしたときは、契約を取り消せるルールがありますが、成人するとそのルールが適用されなくなり、民法の改正により、令和4年4月1日からは成年となる年齢が従来の20歳から18歳に引き下げられ、社会経験の浅い若者の消費者トラブルが増えるのではないかと懸念されています。

被害を防ぐためには周囲の大人の見守りが大切です。悩んだり困ったりしている様子があれば、消費生活センターに相談してみるようお声掛けください。

問合せ先
☎221・7146 FAX221・2779

不審な電話や訪問があったときは、その場で対応せず、区役所が警察署、国民健康保険、後期高齢者医療制度は区役所保険年金課、介護保険は区役所地域福祉課(電話・FAX書等は広報紙1ページ参照)。

また、戸別訪問徴収を行う場合は、職員証を携帯した職員が伺います。

不審な電話や訪問があったときは、その場で対応せず、区役所が警察署、国民健康保険、後期高齢者医療制度は区役所保険年金課、介護保険は区役所地域福祉課(電話・FAX書等は広報紙1ページ参照)。